

文書開示請求書

平成28年3月25日

大分県社会保険労務士会
会長 間部 勝幸 殿

会員氏名 栃原 嘉明（大分東支部）
登録番号 第44090004号
事務所所在地 〒870-1109 大分市判田台南2丁目6番4号
TEL 097-507-9822 FAX 097-597-3996

下記のとおり関係文書の開示を請求します。

記

1 請求する文書の名称等

（1）平成28年2月9日開催の臨時総会（以下、本総会とする）に係る書類

- ①本総会を決定した理事会の議事録
- ②本総会の議事録
- ③本総会にて使用した「出欠届・委任状」の雛形
- ④本総会の出席状況が確認できる書類
- ⑤本総会に提出された全ての「出欠届・委任状」

（2）平成27年8月28日の理事会に係る書類（目野氏への応訴関係書類）

- ①理事会の議事録
- ②理事会の出席状況及び賛否の内容が分かる書類
- ③大分地方裁判所から届いた通知（封筒とその中身すべて）
- ④山本弁護士との委託契約書
- ⑤山本弁護士から届いた請求書及び領収書
- ⑥その他上記以外で裁判に係る書類等

2 開示を求める理由

（1）について

出席者数46名、有効委任状109名（無効のもの9名）で合計155名になるはずであるが、議決の結果は、賛成114名、反対16名、棄権2名で合計132名となっている。この「23名」分の差がなぜ生じているのか、その原因を追求した上で、今回の臨時総会の決議が真正に行われたものかどうかを確認する必要がある。なお、「出欠届・委任状」の様式についても、「大分県社会保険労務士会会則」第27条第2項を無視した様式になっている。また、『社会保険労務士法詳解』によれば、「・・・総会に出席できない者は、総会の議案について賛否を表明した委任状により議決権を行使することができる。」とあ

る（P. 352 の 14～15 行目を参照）。少なくとも本会の「出欠届・委任状」には、賛否を表明できる記載欄がまったく見受けられない。これは、手続き上の「重大な瑕疵」に該当すると判断されるため、前記書類の速やかなる提出を強く求める。

（２）について

前記（１）と深く関わることであるが、臨時総会が急遽開催された原因は、目野氏との訴訟でかかった弁護士費用の支出にどう対処するかが争点であったはずである。原告である目野氏からは平成 27 年 3 月ごろから会長あてに「ご通知」が出されており、本理事会の直前までには計 7 度の「ご通知」が届いている。その結果として、理事会を開催しているのであるから、当然、この日からそう遠くない時期に臨時総会を開催するべきだったはずであるが、なぜ、このような重大案件を理事会のみで決定し、あまつさえ、すぐに「応訴」などという短絡的で安易な方法に頼ってしまったのか。弁護士に依頼すれば大金がかかることは小学生でも分かったはずである。また、このような重大事をすぐに会員全員にまったく周知もせず極秘裡に進めてしまったのか、非常に理解に苦しむところである。よって、この辺の時間的推移について、安からぬ会費を収めている会員として当然の「知る権利」を行使するものである。

３ 警 告

上記の書類の提出を拒否した場合、当方としては、その件も含めて社労士法第 27 条の 45 に則り、大分労働局長へこれまでの経緯と関係書類を添付して提出するつもりである。当方にはすでに会員から電話および手紙で、臨時総会前に貴殿たちから圧力を掛けられて執行部に賛成するように強要されたという情報が入っている。万一、この情報がデタラメであれば、貴殿たちは何も臆することなく、全ての情報を開示しても何ら問題ないはずである。もっとも県会の各理事は、各支部の会員から選任された代表者であるから、当然ながらその選出者である我々会員に対して、逐一その過程を知らせる義務があり、われわれ会員は情報を知る権利を持つ。また、各理事が県会の役員としての側面も併せ持つということは、本来、県会の会員として安からぬ会費を支払っている我々会員全体の利益を代表している訳であるのだから、開示すべき道理がここにも存在する。くれぐれも、公的立場の人間としての立場と使命をゆめゆめ忘れることなく、間違えても提出書類を偽造することなく、会員に対する義務を果たしてもらいたい。

以 上